

会員募集の手順(例)

手順は一例です。
各分区の皆さまの行いやすい方法で
ご協力をお願いします。

募集用資材

- 会員募集チラシ (おおよそ分区区域内の世帯数分)
- 会員加入申込書 (//)
- ※ 3枚複写 (1枚目: 社協控え 2枚目: 分区控え 3枚目: 会員証兼領収書)

取りまとめでいただく会員種類

- 個人会員 1口 1,000円 ● 賛助会員 1口 5,000円
- 企業や、特に協賛いただける個人のかた。

- 資材仕分け** 分区にて、資材の分配をお願いします。
- 資材の配布** 各世帯へチラシを配布し、加入をご案内ください。
※可能であれば、趣旨を伝えながら直にお渡しいただけましたら幸いです。
- 加入の受付** 記入例のとおり、申込書に記入していただき、会費をお預かりしたら、3枚目の会員証兼領収書を加入したご本人にお渡しください。
- 取りまとめ** 会費が集まったら、申込書の冊子と会費をやすらぎ会館または下記の受付窓口へお届けください。
※分区によって取りまとめ方法が異なりますので、役員会などでご確認ください。

任意加入なので、
強制感のないよう
ご配慮ください。

【記入例】

- ① 申込書に加入者のお名前、会員区分 (個人または賛助のどちらかに○)、口数、金額を記入する。
- ② 地区名(分区など)を記入する。
- ③ 賛助会員のみ、住所・広報誌掲載の有無まで記入されているかご確認ください。
- ④ 申込書の「取扱者」の欄に 分区役員さんの名前を記入する。

令和7年度 川口市社協 会員加入申込書		申込日	令和 7年 2月 10日
フリガナ	かわぐち しやすけ	地区名	※ご記入いただいた地区の社協への 還元対象となります。
お名前	川口 社助 ②	町会・自治会 分区など	〇〇分区
① 会費	○ 個人会員 (1口1,000円) ③ 賛助会員 (1口5,000円)	住所	※個人会員3口以上のご加入または賛助会員へのご加入は寄附金控除の対象となります
※会員区分に○印	※「住所・広報誌掲載」のご記入をお願いします。	広報誌掲載	する ・ しない
	1口 1,000 円 ④	取扱者	〇〇

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会
〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館2階
☎ 048-252-1294

問合せ・受付窓口

社会福祉法人
川口市社会福祉協議会 住所) 川口市青木3-3-1 青木会館2階 電話) 252-1294

やすらぎ会館 住所) 川口市南鳩ヶ谷6-8-16 電話) 285-2050

かわぐちボランティアセンター 住所) 川口市川口1-1-1 キュボ・ラ本館棟M4階 電話) 227-7640
(休所日: 月曜・祝日)

※本紙の記載内容は令和6年12月現在のものです。



会員募集の手引き (分区役員さん用)

このたびは、川口市社協の会員募集にご協力いただき、誠にありがとうございます。

地域の福祉を進めるには、より多くのかたの理解と参加が必要のため、地域の基盤である町会・自治会・分区の皆様にご協力をお願いしています。

ご多用とは存じますが、ぜひご協力をお願いします。

この手引きは、ご協力いただくにあたり、川口市社協や会員制度について、よりご理解いただけるようにとお配りするものです。ぜひ、ご一読ください。



社会福祉協議会とは

社会福祉法に基づく非営利の組織として全国の市区町村に設置され、「社協」という愛称で呼ばれています。

「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、地域住民同士の助けあい・支え合いを中心とした地域福祉の推進に努めています。

→川口市社協の事業内容につきましては2~3ページをご覧ください。

社協会員制度とは

会員制度は、地域の皆さまに、社協の活動をご理解いただいたうえで、会費というかたちで地域福祉活動に参加・協力していただく制度です。

会員になると、なにかメリットはありますか？

会費は、社協の活動や地域の福祉を財政面から支えていただくものです。会員特典のようなものではありませんが、地域のため、支援を必要としているかたのためというお気持ちで、ご協力をお願いしています。

※川口市社協の会員会費は、対価性がなく、寄附金と同様の扱いとなるため、一定額以上の会費は寄附金控除の対象となります。

※賛助会員はご希望に応じて社協の広報誌とホームページ等に会員名を掲載させていただきます。

会員募集期間は？ →年間を通じてご加入いただけます。

各分区の皆様が動きやすい時期に募集活動を行っていただけましたら幸いです。

※会員の個人情報につきましては、会員募集を適正かつ円滑に行う目的にのみ使用させていただきます。

